

京都市告示第161号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	上高野経477号線	左京区上高野畑町33番地の12地先 同町30番地の26地先	点	
2	西京極経90号線	右京区西京極藪ノ下町6番地の5地先 同区西京極長町17番地地先	点	
3	嵯峨緯324号線	右京区嵯峨鳥居本中筋町17番地の12地先 同町17番地の19地先	点	
4	日野緯95号線	伏見区日野西大道町9番地の13地先 同町9番地の22地先	点	
5	深草緯283号線	伏見区深草坊町19番地の3地先 同町3番地の6地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)